

**住まいの省エネルギー改修推進事業 改修別早見表**  
(提出書類及び添付資料)

**A. 省エネ診断**

	提出書類及び添付書類		備 考
	全体改修	部分改修	
1. 補助金交付申請時	<p><b>【共通】</b></p> <p>① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第1号</span></p> <p>② 事業計画書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span></p> <p>③ 経費配分書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2</span></p> <p>④ 実際の事業費の内訳 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考様式) 別紙2</span></p> <p>⑤ 住宅の所在地及び所有者が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税納税通知書の写し (申請年度の通知)</li> <li>・登記事項証明書等の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑥ 住宅の所有者が複数の場合、代表者に交付の全てを委任することを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考様式) 委任状</span></li> </ul> <p>⑦ 住宅の延べ面積が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑧ 住宅の現状が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修する箇所の現況写真 (配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑨ 事業の開始日が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑩ 市税の滞納が無いことを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書 (前年度分)</li> <li>※転入等し前年度一関市で課税されていない場合は前住所地分 (滞納が無い証明書が良い)</li> </ul> <p>⑪ 建築業者以外の見積もり (事業費の算出にあたっては、建築業者のほか1者から見積もりを徴収し、2者のうち最低額とするものです。)</p>		
2. 補助金変更 (中止・廃止) 承認申請時	<p><b>【共通】</b></p> <p>① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第2号</span></p> <p>② 事業計画書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span> (中止・廃止は除く)</p> <p>③ 経費配分書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2</span> (中止・廃止は除く)</p> <p>④ その他市長が必要と認める書類</p>		提出期限：当該事業の変更、中止又は廃止が生じた日から15日以内
3. 補助金請求時	<p><b>【共通】</b></p> <p>① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金請求書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第3号</span></p> <p>② 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金実績報告書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第4号</span></p> <p>③ 事業実績書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span></p> <p>④ 補助金支出表 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2</span></p> <p>⑤ 要した経費を支出したことが確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑥ 省エネ診断の結果が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の調査に係る報告書</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑦ その他市長が必要と認める書類</p>		提出期限：次のいずれか早い日

B. 省エネ設計等・省エネ改修工事

	提出書類及び添付書類		備考
	全体改修	部分改修	
1. 補助金交付申請時	<p><b>【共通】</b></p> <p>① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第1号</span></p> <p>② 事業計画書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span></p> <p>③ 経費配分書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2</span></p> <p>④ 実際の事業費の内訳 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考様式) 別紙2</span></p> <p>⑤ 住宅の所在地及び所有者が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税納税通知書の写し (申請年度の通知)</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑥ 住宅の所有者が複数の場合、代表者に交付の全てを委任することを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考様式) 委任状</span></li> </ul> <p>⑦ 住宅の延べ面積が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑧ 住宅の現状が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修する箇所の現況写真 (配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑨ 事業の開始日が確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑩ 耐震基準に適合することが確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果の写し</li> <li>・住宅性能評価書の写し</li> <li>・確認済み証の写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p>⑪ 市税の滞納が無いことを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書 (前年度分)</li> </ul> <p>※転入等し前年度一関市で課税されていない場合は前住所地分 (滞納が無い証明書で良い)</p> <p><b>【計画策定の場合】</b></p> <p>⑪ 建築業者以外の見積もり (事業費の算出にあたっては、建築業者のほか1者から見積もりを徴収し、2者のうち最低額とするものです。)</p> <p><b>【構造補強工事を行う場合】</b></p> <p>⑫ 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造安全性が分かる構造計算書</li> <li>・壁量等基準 (案) により構造安全性が分かるもの</li> <li>・耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し</li> <li>・公布後の壁量等基準により構造安全性が分かるもの</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul>		
	<p><b>【全体改修】</b></p> <p>⑬ 階数が2階以下、かつ床面積が500㎡以下の木造住宅の場合、要件を満たすことが確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造安全性が分かる構造計算書</li> <li>・壁量等基準 (案) により構造安全性が分かるもの</li> </ul>	<p><b>【部分改修】</b></p> <p>⑭ 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 (次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建材及び設備の型番が分かる性能証明書の写し</li> <li>・カタログの写し</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震等級3を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し</li> <li>・耐震等級2を満たすことが分かる住宅性能評価書、かつ同意書の写し</li> <li>・公布後の壁量等基準により構造安全性が分かるもの</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul>
--	--

**B. 省エネ設計等・省エネ改修工事（続き）**

	提出書類及び添付書類		備考
	全体改修	部分改修	
2. 補助金変更 (中止・廃止) 承認申請時	<b>【共通】</b> ① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書 <b>様式第2号</b> ② 事業計画書 <b>別紙1</b> （中止・廃止は除く） ③ 経費配分書 <b>別紙2</b> （中止・廃止は除く） ④ その他市長が必要と認める書類		提出期限：当該事業の変更、中止又は廃止が生じた日から15日以内
3. 補助金請求時	<b>【共通】</b> ① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金請求書 <b>様式第3号</b> ② 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金実績報告書 <b>様式第4号</b> ③ 事業実績書 <b>別紙1</b> ④ 補助金支出表 <b>別紙2</b> ⑤ 要した経費を支出したことが確認できる書類（次のいずれか） ・領収書の写し ・その他市長が認めるもの ⑥ その他市長が必要と認める書類 <b>【計画策定】</b> ⑦ 計画策定を実施したことが確認できる書類（次のいずれか） ・計画策定に係る報告書 ・その他市長が認めるもの <b>【省エネ改修】</b> ⑧ 国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類（次のいずれか） ・改修した箇所の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） ・その他市長が認めるもの		提出期限：次のいずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業を完了した日から30日以内</li> <li>・当該年度の2月末日</li> </ul>
	<b>【全体改修】</b> ⑨ 省エネ基準又はZEH水準に適合したことが確認できる書類（次のいずれか） ・住宅性能評価書の写し ・BELS評価書の写し ・その他市長が認めるもの		